



賃上げ補助金2.0

通常枠 (従来枠)



県内事業者の経営革新計画に基づく
取組を支援します！

経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、
適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境
整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者
の新たな設備投資、人材育成及び販路開拓に要
する経費に対し、補助金を交付します。

※ この補助金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

公募期間

令和8年3月23日(月)～5月27日(水) 17時

補助額
最大
200万円

補助率
補助対象経費の
2/3

補助対象者 主な要件は次のとおりです。

- (1) 岩手県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者である者。
- (2) 応募申請時点で経営革新計画の承認又は経営革新計画の変更の承認を受けている者。ただし、同計画事業期間の3～5年の間に、給与支給総額を年率平均2.0%以上増加させる見込みである旨の記載があること。
- (3) 「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録されている者。

※ 本補助金の「通常枠」以外の枠に交付申請を行っている場合・交付申請を行う見込みがある場合は対象外となります。

補助対象事業 主な要件は次のとおりです。

- (1) 経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業
- (2) 補助対象経費が、国（独立行政法人を含む。）、県又はその他の地方公共団体等、他の補助金、助成金等を活用する経費でない事業

※ 詳しくはホームページで最新の
「公募要領」を確認してください

中小企業等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助金

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/1010807/1066780.html>



補助金の交付までの流れ※1

経営革新計画の
申請・承認※2

「パートナーシップ構築宣言」
の登録・公開確認※3

補助金の交付申請

申請受付期間：令和8年3月23日（月）から令和8年5月27日（水）17時まで

審査会（令和8年6月中旬）

事業採択決定（令和8年6月下旬）・補助金の交付決定（令和8年7月上旬）

補助事業の実施

補助事業実施期間：交付決定の日から令和9年1月29日（金）まで

補助事業の実績報告・補助金の交付請求

実績報告書提出期限：補助事業完了後30日以内又は令和9年2月10日（水）のいずれか早い日まで

補助金の交付

補助事業者から実績報告書及び請求書の提出を受け、現地調査等による補助事業完了確認後、速やかに

- ※1 この全体の事務の流れは予定であり、応募申請件数、審査の状況等により前後する場合があります。
- ※2 経営革新計画については、既に申請・承認済みの場合、改めての手続きは不要です。（下記（注）参照）
- ※3 パートナーシップ構築宣言については、既に登録・公開確認済みの場合、改めての手続きは不要です。

（注）令和7年度までに経営革新計画の承認を受けている者が申請を行う場合

- （1）本補助事業の応募申請で作成した事業計画書（別紙1）の内容に沿って、承認を受けている経営革新計画の「経営計画及び資金計画（別表3）」を改めて作成し、各種指標等を再算出した内容のものを提出してください。
- （2）経営革新計画の事業期間の3～5年の間に、給与支給総額（＝全従業員への給料、賃金、賞与、役員報酬等）を年率平均2.0%以上増加させる見込みである旨の記載があることが本補助事業の要件となりますので、各種指標のうち、特に給与支給総額の算出結果に注意してください。
- （3）本補助事業に応募申請するに当たっては、承認を受けている経営革新計画の事業計画終了時点が令和10年3月31日以降となっているものに限りません。

「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」、「中小企業省力化投資補助金」、「小規模事業者持続化補助金」、「デジタル化・AI導入補助金」、「事業承継・M&A補助金」など、国の各種支援策についても、必要に応じて、併せてご検討ください。



中小企業庁 支援策チラシ



<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html>

お問合せ先・応募申請先

岩手県商工労働観光部経営支援課 中小企業振興担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁 2階
TEL: 019-629-5544 E-mail: AE0002@pref.iwate.jp